

エゴマ・稗・大豆
三雑穀切返し法

煙百石当たりの買上量

買取価格

土地の記録

石岡市立ふるさと歴史館 第三十三回企画展

年貢免除分

ハ は九石を外へ
ハ てされど久

口

生

溜池による分

天候不順などによる分

ハ てされど久

ハ てされど久

ハ てされど久

ハ てされど久

口

生

天候不順などによる分

天候不順などによる分

令和5年7月5日（水）▶10月1日（日）

午前10時～午後4時30分 月曜休館（祝日の場合は翌日） 入館無料

展示解説 7月15日（土）午前10時30分から

事前申し込み不要 直接ふるさと歴史館にお集まりください

石岡市総社1-2-10 石岡小学校敷地内 ☎0299-23-2398

石岡市立ふるさと歴史館 第33回企画展

土地の記録

◆目次

はじめに	1
土地の記録が残る文書	2
関川文書の概要	5
年貢割付状の読み方	8
年貢割付状からわかること	10
おわりに	24

◆例言

本冊子は、令和5年(2023)7月5日～10月1日を会期として開催する石岡市立ふるさと歴史館第33回企画展に際して作成したものです。

展示及び本冊子の編集・執筆は、石岡市教育委員会 文化振興課（竹内智晴）が行いました。

展示にあたっては以下の文献をはじめ、多くの文献を参考といたしました。

石岡市『石岡市史 下巻』 1985年

茨城県『茨城県史料 近世政治編Ⅰ』第2刷 1987年

仲田昭一『水戸藩と領民』2008年

野上平『水戸藩農村社会の史的展開』2016年

はじめに

関
川
文
書

近世から近代にかけて、石岡市域にはとても豊かな史資料が残っています。その中でも年貢割付状や土地台帳などの土地・年貢に関する文書は特に継続して残されています。

下の写真はすべて、関川文書に含まれる井関村の年貢割付状で、その数は 200 点、期間では承応 2 年（1653）から明治 2 年（1869）まで 216 年間にわたります。関川文書には、このほか石川村の年貢割付状も 82 点含まれ、近世前期から近代最初期までの村落の変化を定点的に教えてくれる重要な土地の記録となっています。

今回の展示では、関川文書に残る年貢割付状を中心とした「土地の記録」から、何がわかるのかご紹介します。



関川文書 井関村年貢割付状

土地の記録が残る文書

岡
文川
書

今回の展示では年貢割付状を中心についていますが、土地の記録としてほかにどのような文書が残されているのか、代表的なものを整理してみましょう。

まずは台帳類が挙げられます。代表的なものでは検地の結果をまとめた検地帳があり、そのほかには検地帳の下書きにあたる検地野帳、持ち主ごとに土地をまとめた名寄帳などがあります。これらの史料には小字や土地の等級、面積、耕作人といった情報が書かれているので、村落の中にどれくらい田畠や屋敷地があったのかなど、土地利用の様子を知ることができます。

また、村域の記録や境界争い、災害の被害報告などの必要に応じて作られた絵図類もあります。絵図には田畠や屋敷のほか、河岸や道路、村の境界など、目的に応じて様々なものが描かれています。これらは当時の景観を復元する手がかりになります。

各地に残る土地の記録

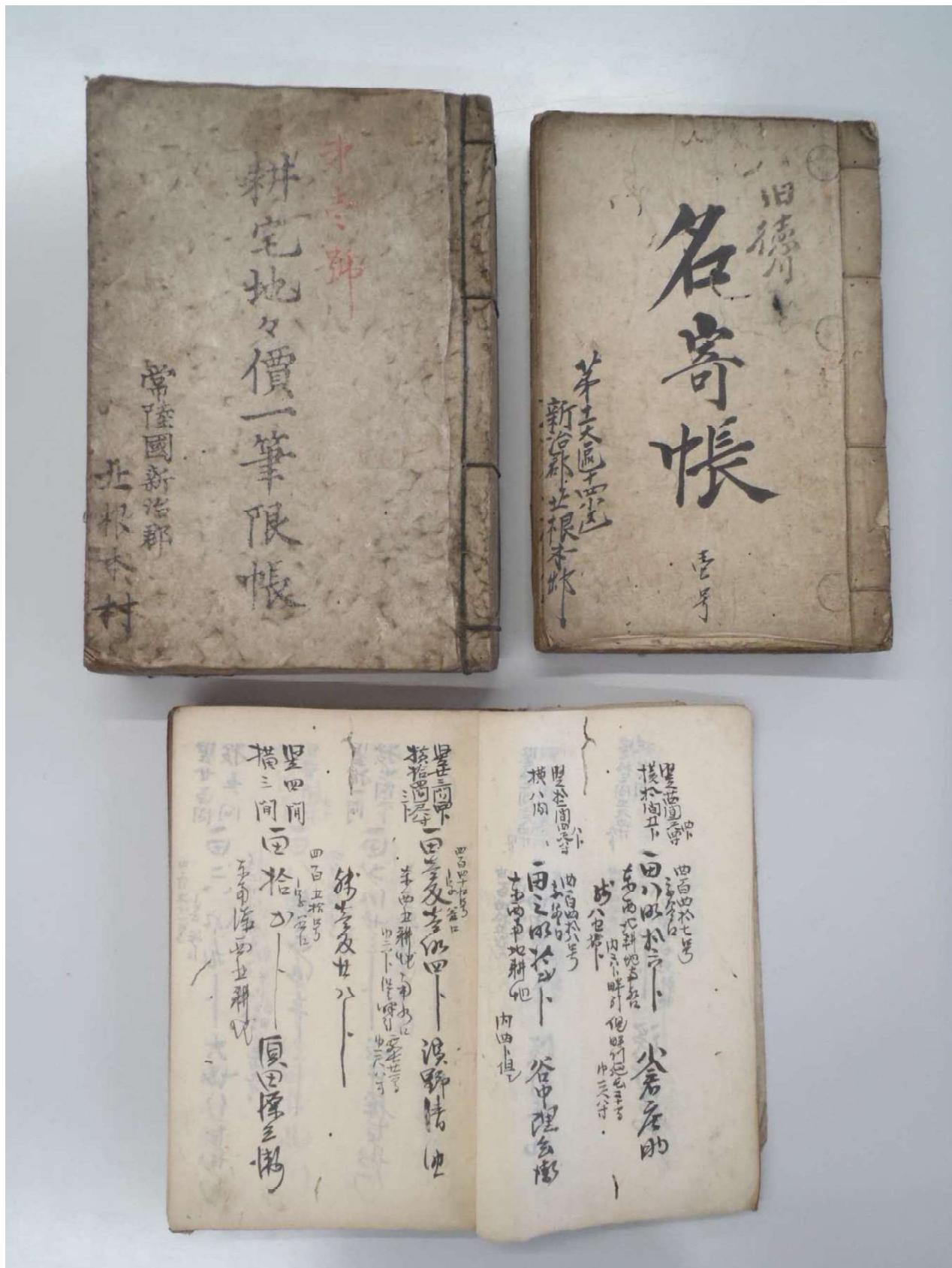
関
川
文
書

土地の記録は市域の各地に残されています。今回の展示では関川文書を取り上げますが、代表的なものを紹介しておこうと思います。

市域に残る近世の土地の記録として古いものとしては、慶長7年（1602）の検地帳が複数残っています。金指村及び部原村が『八郷町史史料編Ⅲ 近世村落史料』に、太田村の一部が『八郷町史』に掲載されています。また、石岡市指定文化財になっている常陸府中矢口平右衛門家文書一括の中に寛永2年（1625）の検地帳が確認できます。

年貢割付状で最も古い時期のものとしては、太田村の元和5年（1619）のものが『八郷町史史料編Ⅲ 近世村落史料』に掲載されています。各地に残されたこれら史料は、近世石岡の様相を知る上で貴重な手がかりです。

また、やや変わりますが、近年石岡市に寄贈された文書の中から、明治維新时期に実施されたいわゆる地租改正によって作られた台帳類が複数点確認されています。これらは石岡の近代化を示す貴重な史料です。



北根本地区地租改正関係史料

近年市に寄贈された文書群の中から確認されました

関川文書とは

関
川
文
書

関川文書とは、近世石岡市域において水戸藩領に属した関川地区に關連する、1782点の文書で構成された史料群です。一部石岡市指定文化財を含み、令和3年度から保存処理を段階的に進め、また第29回ふるさと歴史館企画展で全体的な構成を紹介するなど、近年保存・活用に取り組んでいます。

関川文書に含まれる文書の中で最も古いものは寛永18年（1641）の検地帳、反対に最も新しい文書は昭和25年（1950）の旧関川村役場事績簿で、300年以上の期間で文書が蓄積されています。

含まれる文書の種類は、検地帳や年貢割付状といった土地・年貢に関する記録のほか、御用留帳などの藩や近隣村落から村へ送られてきた通知類、国役などの臨時負担に關連する文書、人別送り状などの村運営に關連する文書、また霞ヶ浦沿岸部の村落の特徴が現れている水運関連文書など多岐にわたります。

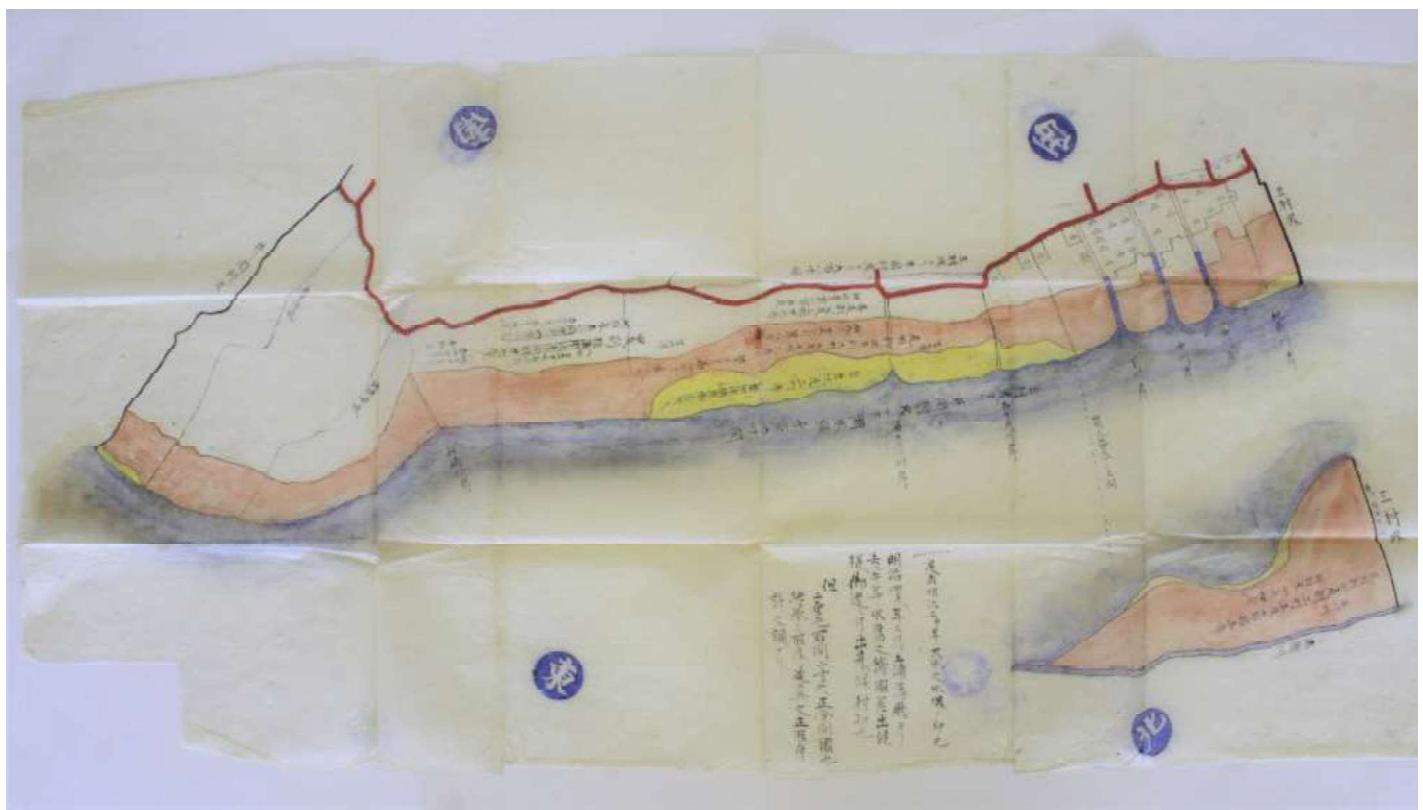
関川文書に残る土地の記録

関
川
文
書

はじめて書いた通り、関川文書には年貢割付状が非常に良く残されています。ほかにどのような土地の記録が残っているのか簡単にみてみます。

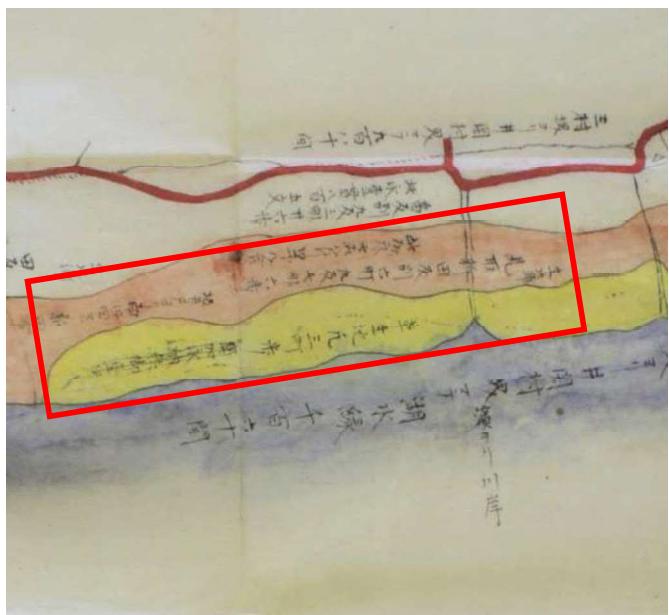
まず台帳類では水戸藩で最初の検地の成果である寛永 18 年（1641）の検地帳が井関村分で6冊、石川村分で3冊残ります。また、水戸藩は天保 13 年にも検地を実施します。この時の検地帳は石川村で明治 10 年に写されたものが1冊残るのみですが、検地野帳が井関村分で3冊、石川村分で4冊あります。その他、検見ニ田畠の現地調査などで用いられた案内順帳や、新たに開発された田畠の台帳などがあります。

絵図はあまり多くなく、また明治を迎えてから作成されたものがほとんどですが、嘉永 5 年（1852）の「石川・宍倉村境絵図」や安政 4 年（1857）の「高崎・高浜・石川・三村四ヶ村図面」、明治 4 年（1871）の「去ル午年水腐之絵図」などに、当時の家々の様子や各方面に伸びる道路、河岸などが描かれています。



さるうまとしみずくされのえす
明治4年 去ル午年水腐之絵図

石川村の洪水被害を記録した絵図ですが、河岸の位置、水辺に広がる見取新田、田畠の肥料用に残されたものと思われる草地など、当時の土地利用状況も読み取れます。



年貢割付状の読み方

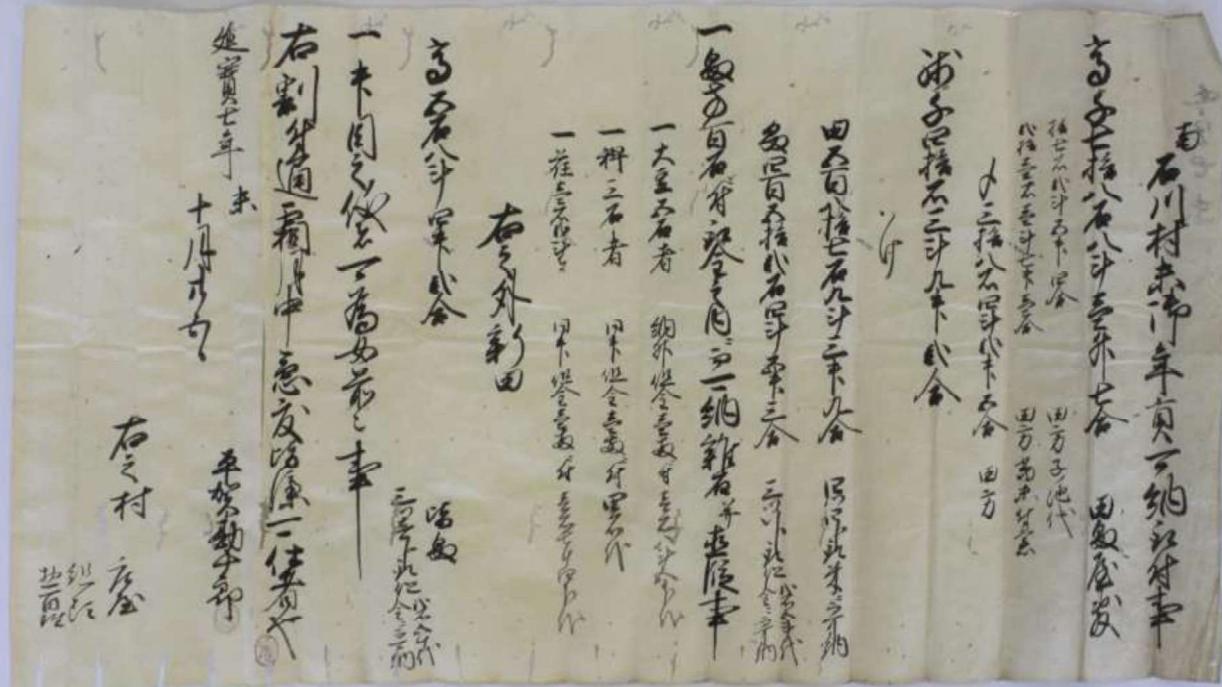
岡
文
川
書

年貢割付状とは、決定した年貢の額を村に通知する文書です。年貢割付状のほかに、年貢可納取付や年貢免状、下札など、様々な呼び方をされます。毎年作られるため、地域の変化を追うのに有効な史料です。

年貢割付状にはどのようなことが書かれているのかみてみましょう。まず冒頭には対象となる村名などが書かれます。次に屋敷や田畠を合計した村全体の石高＝村高が書かれ、その中で年貢の対象にならない分＝引高が数え上げられています。引高は溜池などに変更された土地や、災害などによって耕作不能となった土地などが該当します。

村高から引高を差し引いた残りに対して年貢がかけられます。年貢は田と畠で分けられ、またもともとあった田畠と新田畠でも年貢率が異なるため分けてかかれています。これにより、それぞれがどの程度村内に存在したのかを知ることができます。

最後に発行年月日と発行者名があり、この文書がいつ、どこから出されたものなのか教えてくれます。



えんぽう
延宝7年（1679）南石川村未御年貢可納取付事

南石川村未御年貢可納取付事

高千七拾八石八斗壱升七合 田畠屋敷

村全体の石高

拾七石武斗五升四合

田方子ノ池代

武拾壱石壱斗七升壱合

田方当未付荒

メ三拾八石四斗武升五合

田方

残千四拾石三斗九升武合

実際に年貢がかかる分

ハケ

年貢の割合
四ツ四分ニ44%

年貢の納め方
田の分は米納
畑の分は金納

田五百八拾七石九斗三升九合

四ツ四分取米ニ而可納

畠四百五拾武石四斗五升三合

三ツ八分取但武石五斗代

一畠方百石二付取金之内ニ而可納雜石並直段事

金に而可納

一大豆五石者 納升但金壱両ニ付壱石八斗五升代

四ツ四分取米ニ而可納

一稗三石者 同升但金壱両ニ付四石代

三ツ八分取但武石五斗代

一莊壱石武斗者 同升但金壱両ニ付壱石七斗四升代

金ニ而可納

右之外新田

切返し法部分

高五石八斗四升武合

新田分の年貢
皆畠少し税率が低い

右割付通霜月中急度皆済可仕者也

三ツ壱分取但武石五斗代
金ニ而可納

一升目之儀者可為如前々事

延宝七年未
十月廿五日

納入期限
霜月廿十一月

発行者

発行年月日

右之村

惣組庄屋
惣組百頭姓

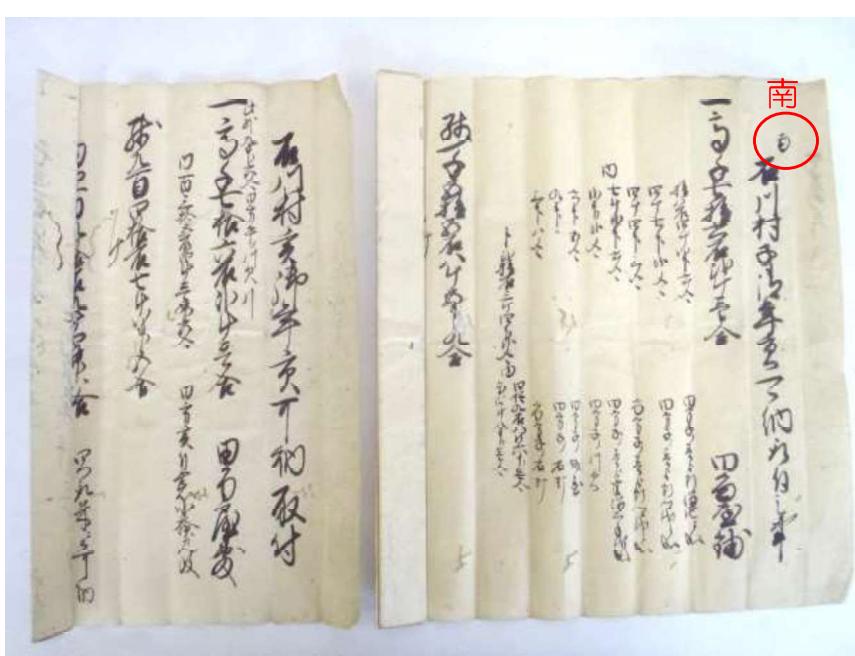
宛先

年貢割付状からわかること 村名の変化

内文書

年貢割付状にどういったことが書かれているかわかったところで、次はこの記録から実際にどのような変化が読み取れるのかみてみましょう。

まずはわかりやすい部分として、村の名前の変化があります。旧石川村の年貢割付状を並べると、慶安元年(1648)に村名が石川村から「南」石川村に変わっています。これは水戸藩の領内に石川村が複数存在したことから整理されたためです。ささやかな変化ですが、水戸藩の中で村落支配の体制が整備され、その結果が地域に反映される時期を示す証拠になります。



左.正保4年(1647)
右.慶安元年
石川村亥御年貢可納取付
事

右.慶安元年
南石川村子御年貢可納取付
事

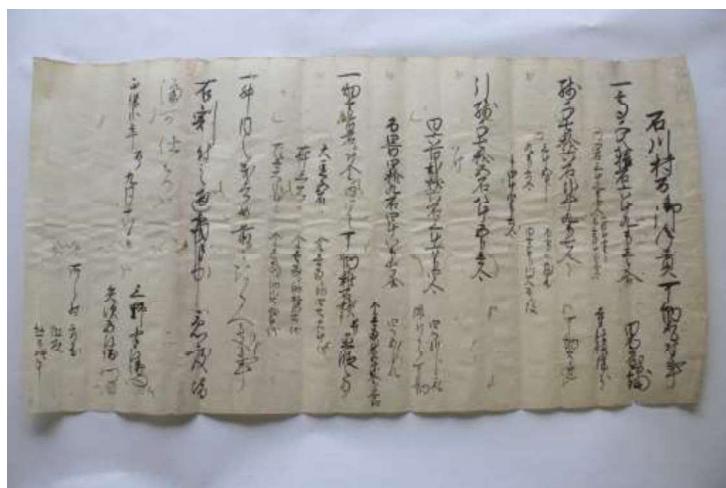
引高の書き方の変化も水戸藩による支配制度の変化を示しています。

年貢割付状で追いかける 井関村・石川村の変化

内文書

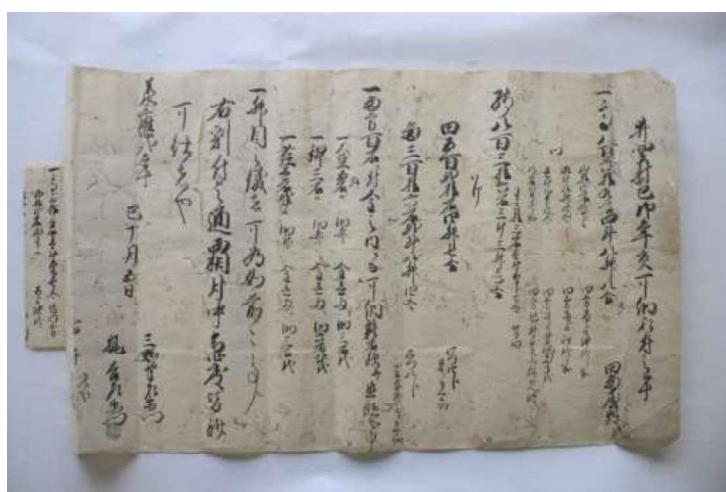
年貢割付状には引高や年貢率、新田数などが書かれています。その変動を追いかけることで、村がどのような状況に置かれていたのかがわかります。

水戸藩の寛永18年検地の直後は、残念ながら井関村・石川村ともに年貢割付状が残っていません。最も古い石川村の正保2年（1645）と井関村の承応2年（1653）を基準としてまずはみてみましょう。



上.正保2年
石川村西御年貢可納取付事

下.承応2年
井関村已御年貢可納取付之事



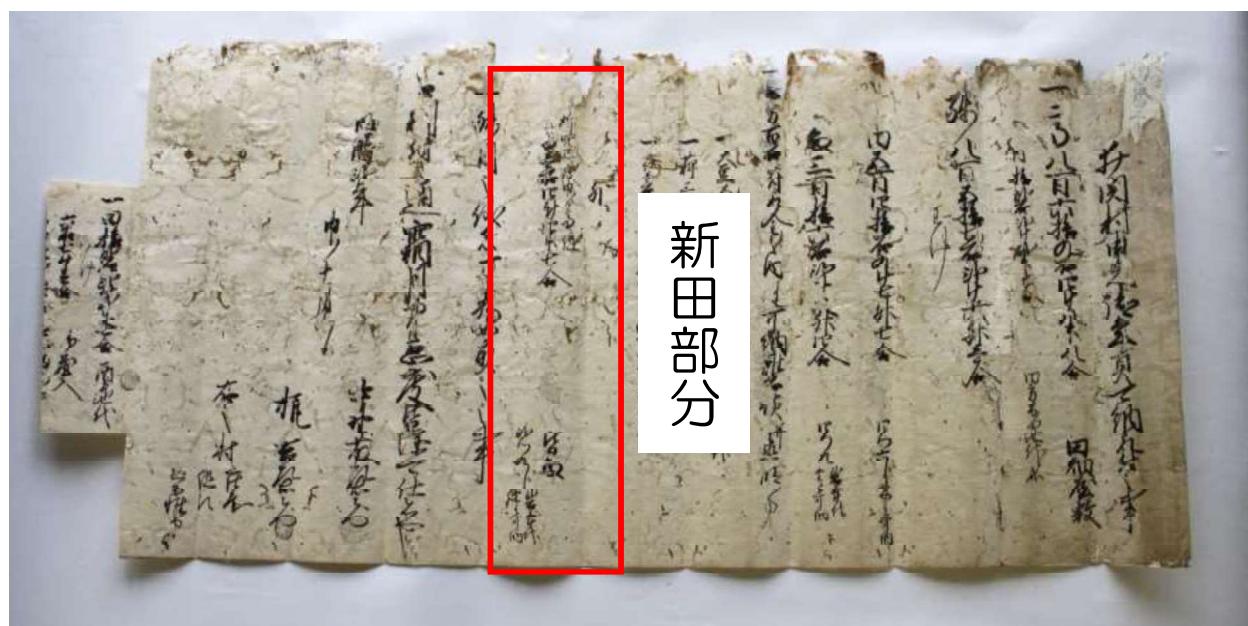
石高は石川村が約1,080石、井関村が約869石、いずれも田と畠の比率は3対2程度となっています。
まだ新田は数えられていません。

めいれき

明暦2年（1656）になると年貢割付状に変化があり、新田分が追加されています。

新田は井関村・石川村ともにすべて畠で、巳年ニ承応2年から開発されていますが年貢の対象として計上されるのは明暦2年からです。開発から一定期間の年貢を免除することを「鍬下年季」といい、免除期間は地域によってまちまちです。年貢割付状から井関村・石川村においては3年間免除されたことがわかります。また本田ニもともとあった耕作地に比べて低い年貢率が設定されています。

なかがわ おばえぜき
水戸藩は明暦2年に那珂川の小場江堰を建設するなど近世前期から農地の拡大に積極的です。年貢割付状から井関村・石川村でも優遇策に乗って農地拡大の動きが進められたことがわかります。

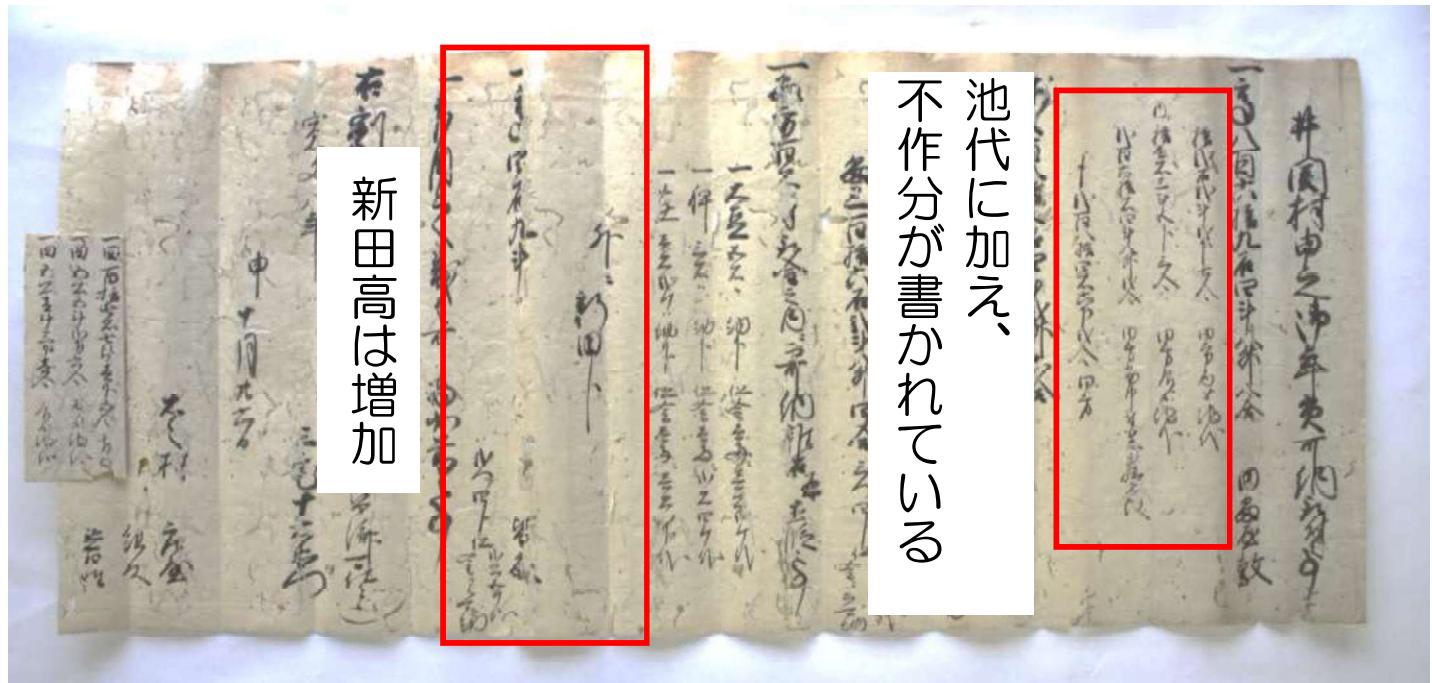


明暦2年 井関村申之御年貢可納取付之事

新田の増加など村の生産力の拡大が進められますが、上昇傾向に水を差す出来事も度々起きています。

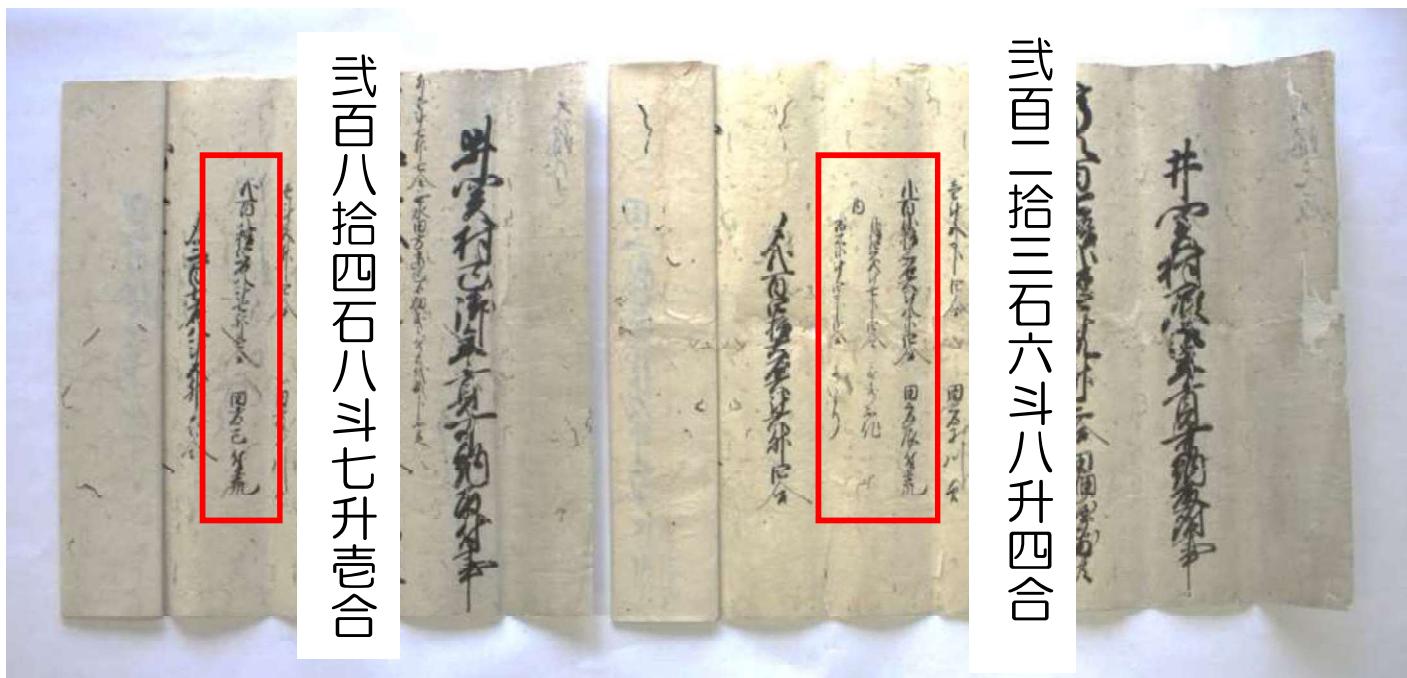
近世前期では、寛文8年（1668）や延宝8年（1680）

などに旱魃や風水害があり、井関村・石川村も大きな被害を受けています。



寛文8年 井関村申之御年貢可納取付之事

実際の被害の大きさを、井関村の寛文8年の年貢割付状から探ってみましょう。新田高は明暦2年時点の4升7合から12年で4石9斗まで増加しています。しかしながら、引高は12石ほどから284石ほどへと大きく増えています。井関村の新田まで含めた石高は874石ほどなので、引高は3分の1近くに達しています。天候不順がいかに近世の人々を苦しめたのか、はっきりわかります。



右.元禄元年 井関村辰御年貢可納取附事
左.元禄2年 井関村巳御年貢可納取付事

年貢割付状の変化には、支配者層の農村運営施策が反映している場合もあります。

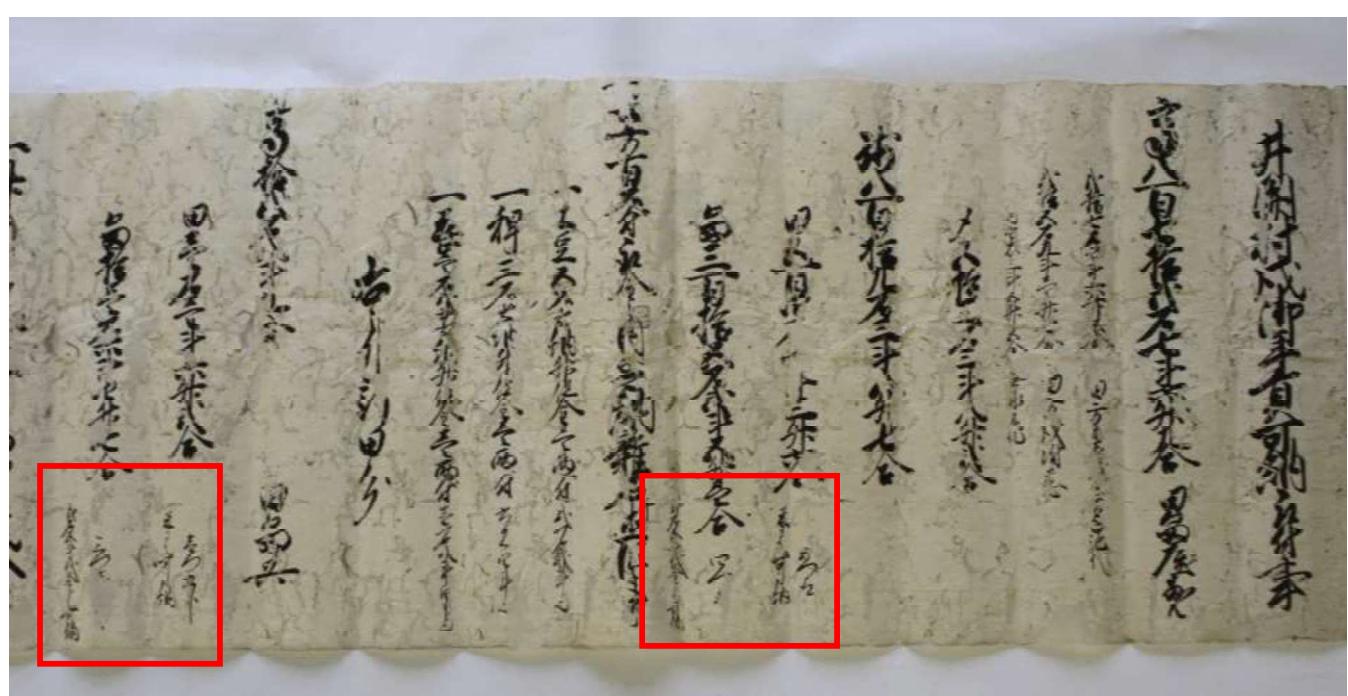
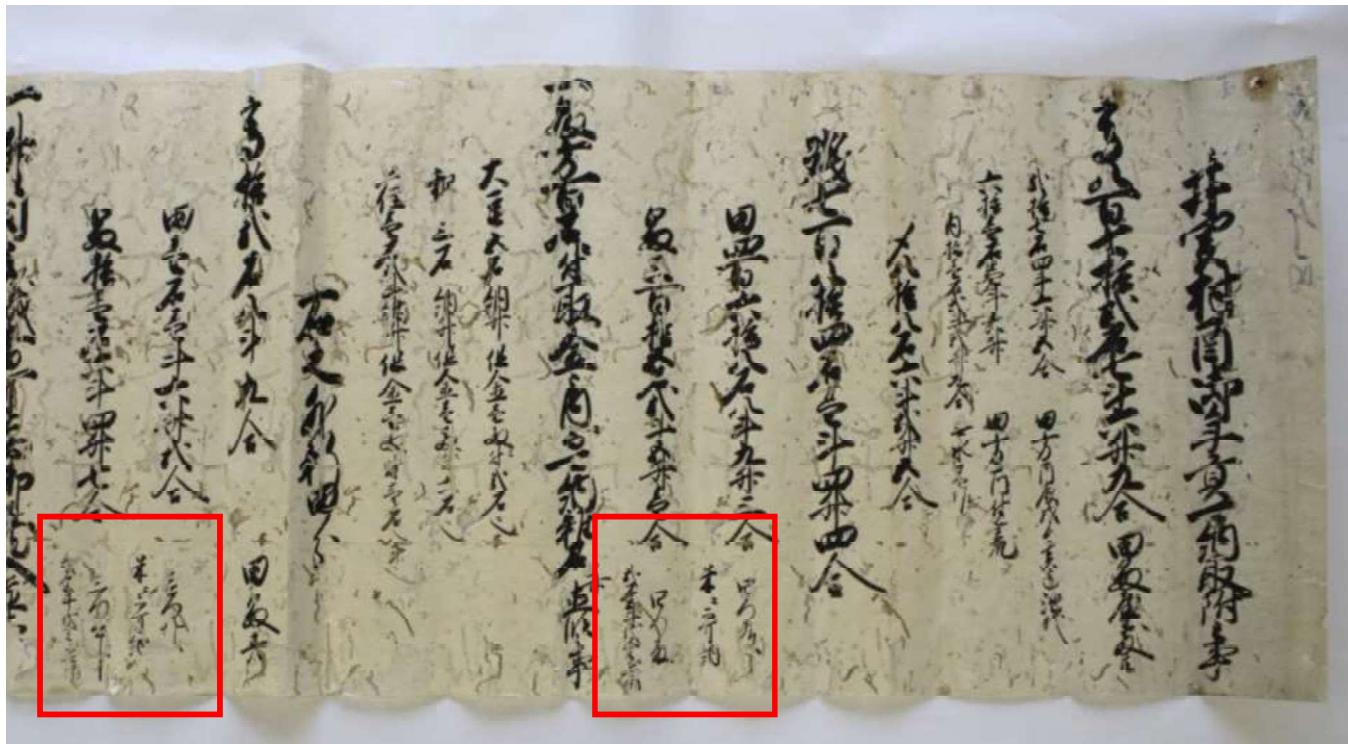
井関村の元禄元年（1689）と翌年の年貢割付状を並べると、引高が61石、3割ほど増加しています。これは元禄2年に水戸藩が出した農村救済策による変化です。水戸藩は通常は藩役人が行う検見二年貢額を決めるための現地確認を、
しょうや くみがしら
 庄屋・組頭など各村の人々が自分で行うようにというお触れを出しました。村の人々にとって、当然のことながら年貢が低ければ低いほどうれしいことです。井関村の人々がお触れに則って自分たちで検見を行った結果、前年と比べて大きく増えた引高が計上されたのでした。

水戸藩では近世中期の宝永3年（1706）から宝永新法などと呼ばれる改革が開始します。宝永新法といえば松波勘十郎の「勘十郎堀」などが有名ですが、こうした公共工事の負担や同時に課せられた年貢の増加が民衆に重くのしかかりました。

宝永新法による年貢の変化をみてみましょう。宝永2年と翌年の井関村の年貢割付状を比べてみると、本田分の年貢率が、畠は4ツ=40%のままであるが、田の年貢が5ツ=50%に引き上げられています。新田分も畠は変わりませんが、田は微増しています。

宝永新法への不満は宝永5年に水戸藩宝永一揆という形で爆発し、これによって運河工事などは中止に追い込まれました。では年貢の増加についても元に戻ったのでしょうか。

宝永新法開始から10年後の享保元年（1716）の年貢割付状を確認してみると、本田の年貢率は、田に変化がなく、畠が3ツ8分=38%へと微減しています。新田分も田に変化はなく、畠のみわずかに引き下げられています。年貢率に大きな減少が認められないことから、一揆も全面勝利ではなかったことがわかります。



上.宝永2年 井関村西御年貢可納取附事

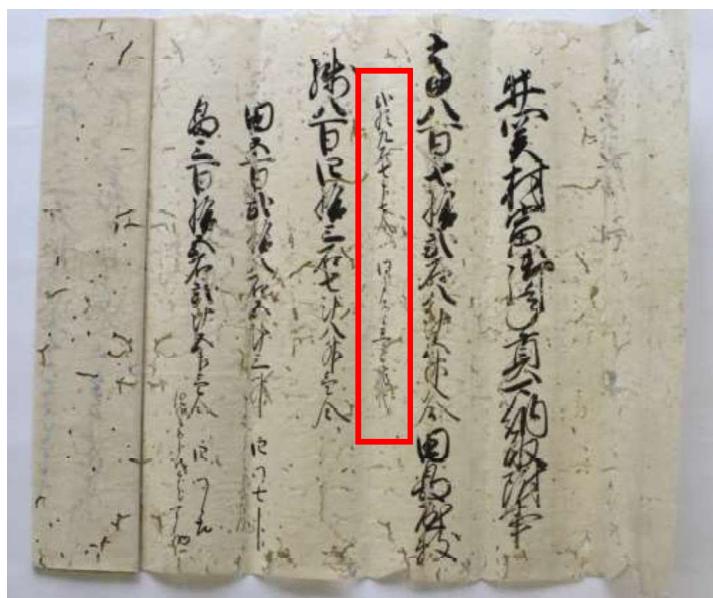
下.宝永3年 井関村戌御年貢可納取付事

年貢率の引き上げが確認できます。

1700 年代は西日本を襲った享保の大飢饉や東北地方を中心^{ほうれき}に大きな被害を出した宝暦の飢饉など、大規模な飢饉が頻発する厳しい時期でした。

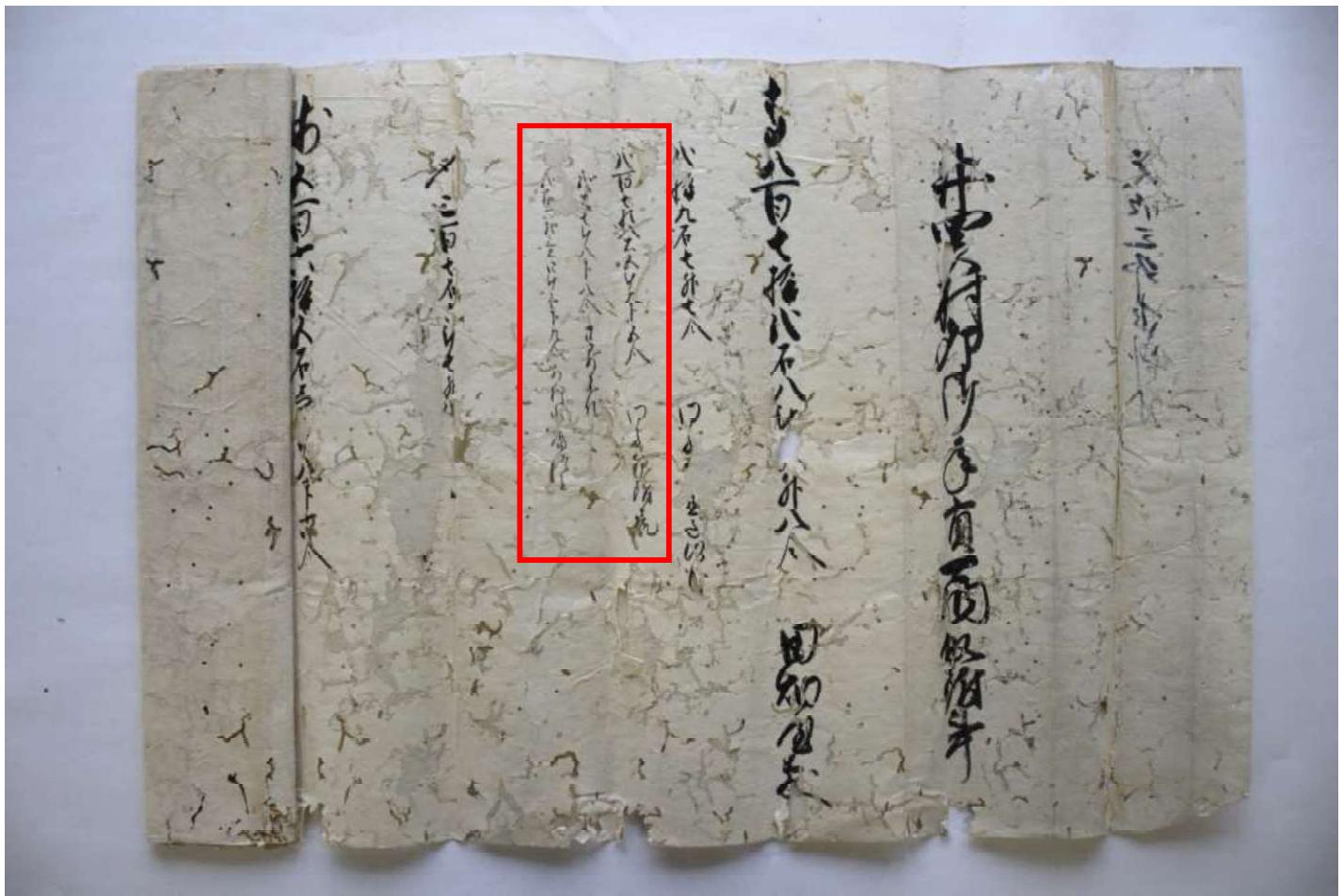
井関村の年貢割付状をみてみると、一時的に好転する年もありますが慢性的に低調です。恒常的な引高の多さは天候不順の連續もありますが、そのほかにも耕作地を放棄する農民が多く荒地が増えている状況も示しています。

井関村を襲った凶作の様子は、天明3年（1783）の年貢割付状から読み取ることができます。前年はこの時期には珍しく不作による引高がありません。これが一変し、天明3年には不作の引高が278石ほど計上されています。天明3年は浅間山の噴火をきっかけとして天明の大飢饉が発生した年で、不作の数字は井関村も大飢饉の影響を受けたことを示しています。

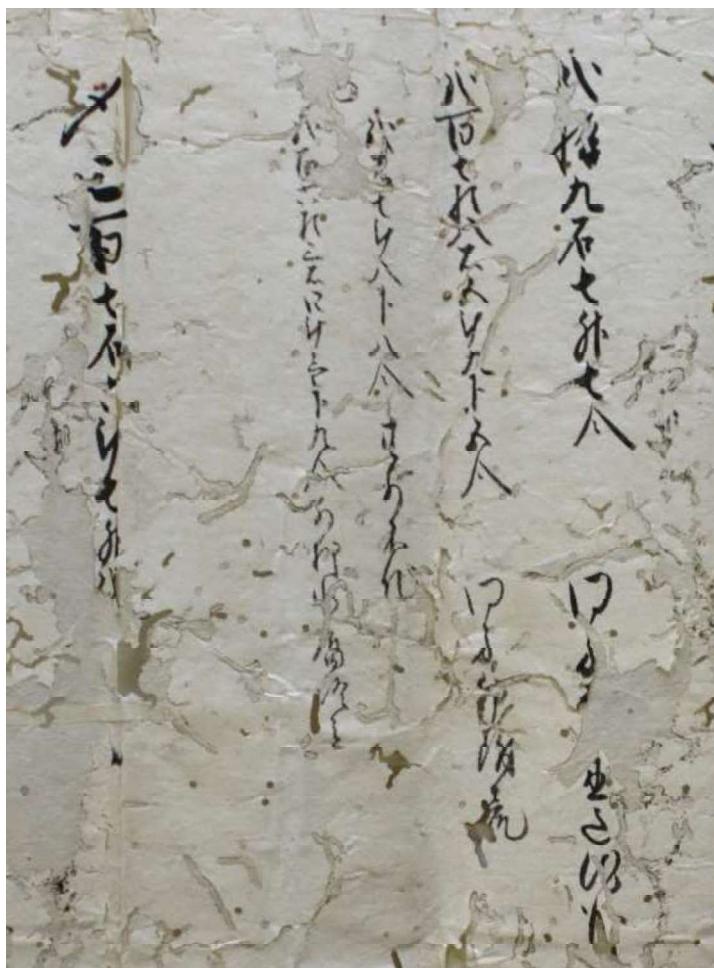


天明2年
井関村寅御年貢可納取附事

この年も江戸で地震が発生するなど災害に対する不安が社会に広がっていましたが、井関村は一時的に回復しています。

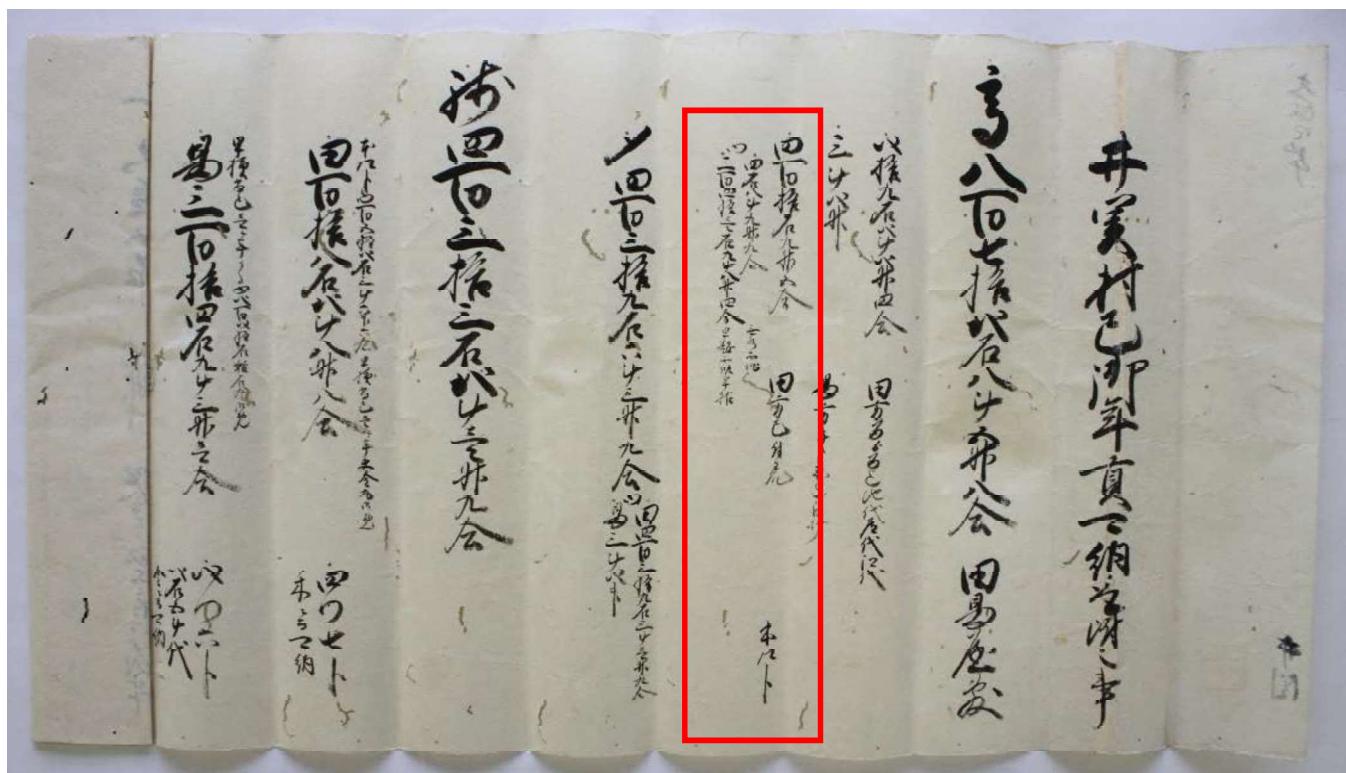


天明3年 井関村卯御年貢可納取附事



引高部分の内、29石7升7合は池代として毎年固定分で、天候不順の被害は278石5斗9升5合です。その内263石4斗1升9合が水腐によることから、多雨による稻の生育不良が発生していたことが読み取れます。

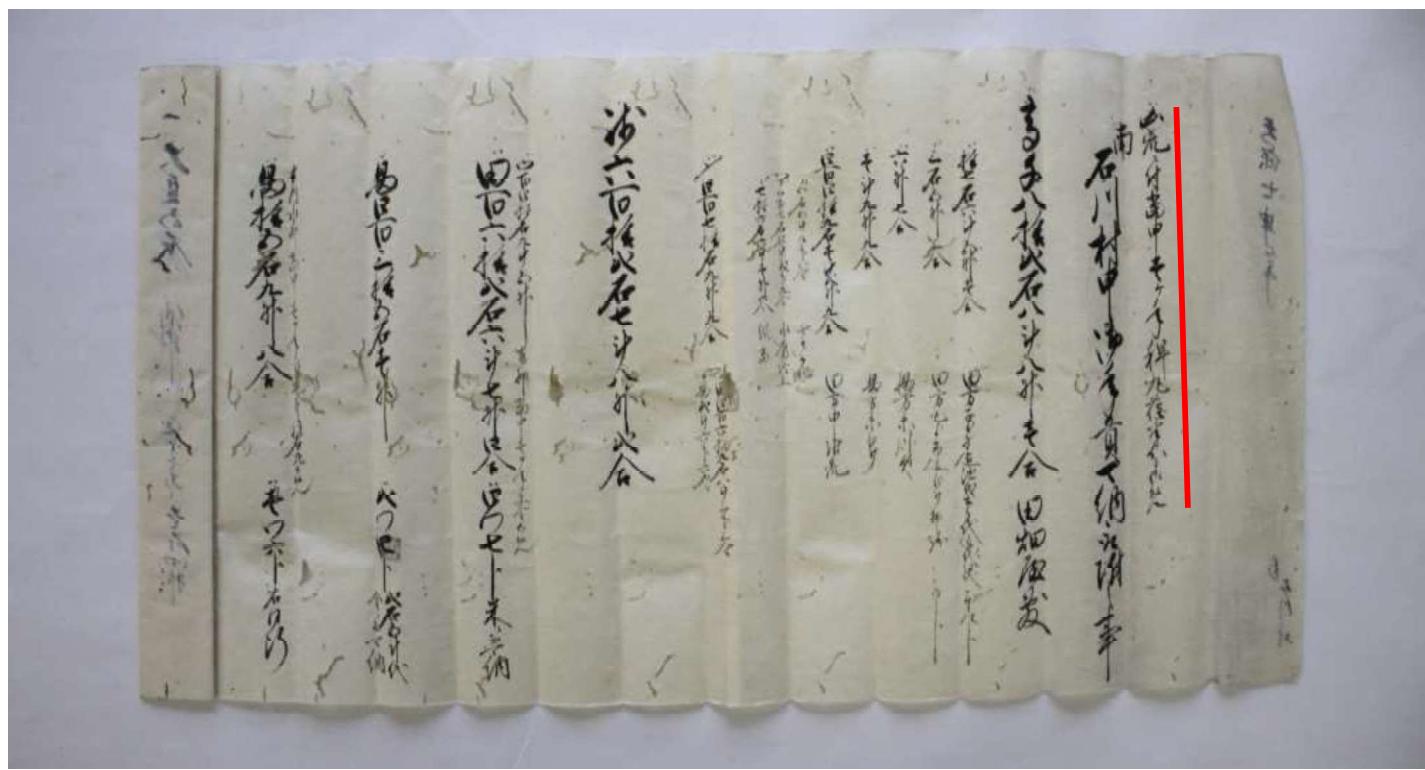
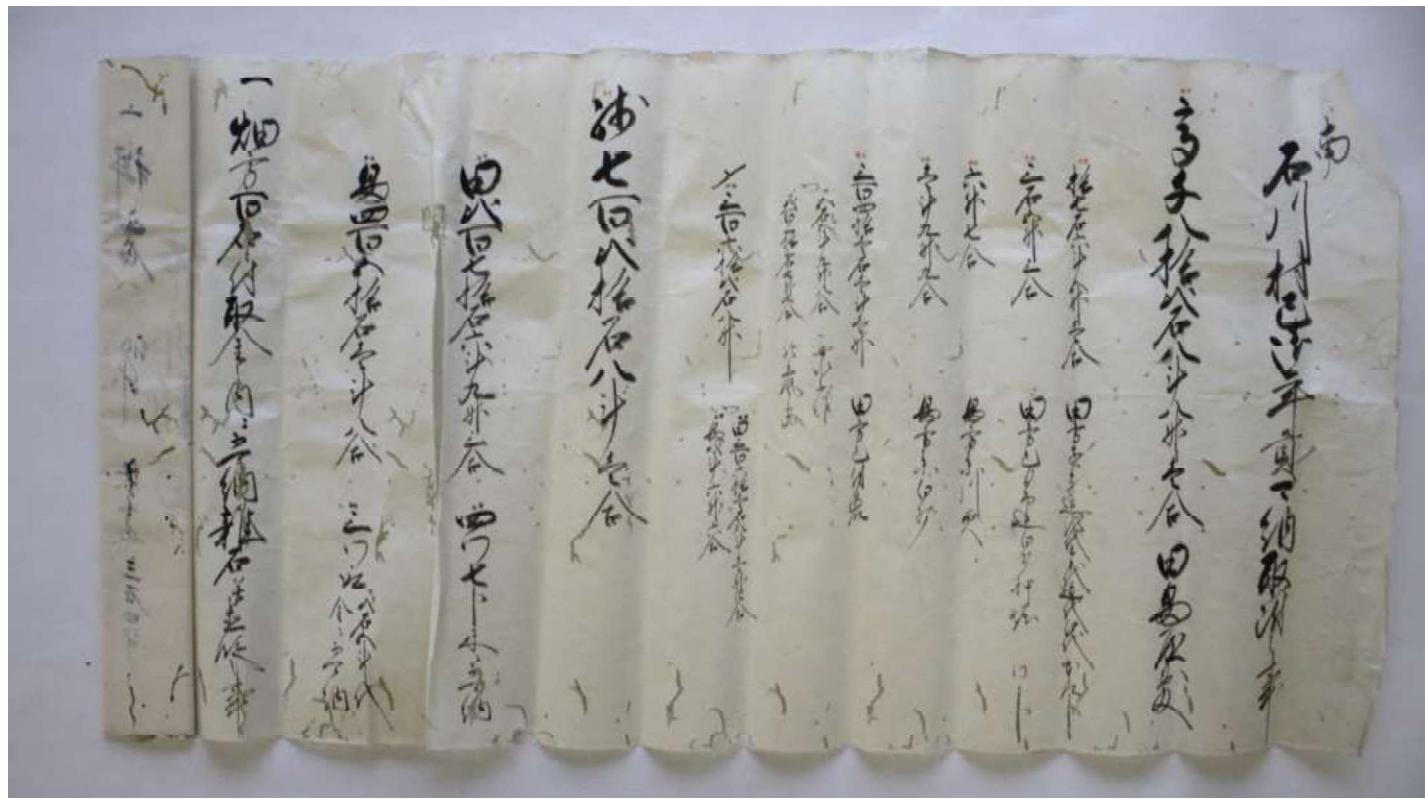
天明の大飢饉の後、1800年代に入ってからも井関村や石川村は旱魃や長雨の影響を度々受けます。文政4年(1821)には天明の大飢饉を上回る410石以上の引高が設定されています。度重なる天候不順から立ち直りていない土地の状況が表れています。



文政4年 井関村已御年貢可納取附之事

さらに、全国的に冷夏や天候不順が続いたことで天保の大飢饉が発生します。井関村・石川村でも天保4年(1833)には大嵐、その傷も残る天保7年(1836)にも天候不順で凶作となるなど深刻な被害を受けました。

度重なる不作によって限界に達していた農村部を立て直すために、水戸藩は天保の改革に乗り出すこととなります。



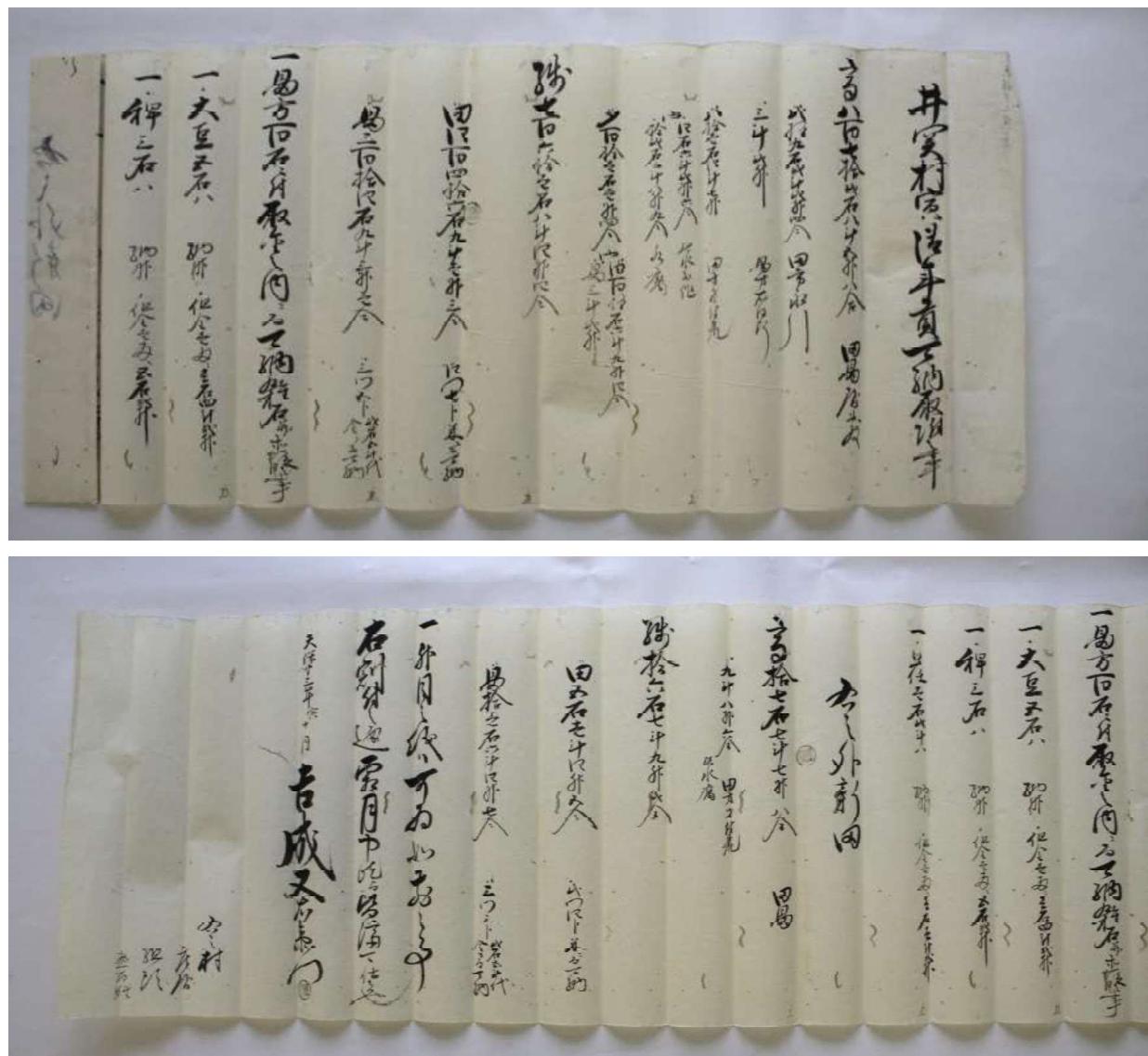
上.天保 4 年 南石川村已御年貢可納取附之事

下.天保 7 年 南石川村申御年貢可納取附之事

天保 7 年にはあまりの凶作のために稗などの畠でとれる作物について丸御免=全額免除となっています。

水戸藩が実施した天保の改革の中で農村に大きく影響したものは、200年ぶりに実施された検地です。この検地では、検地尺の長さ調整や荒地の除外、新田を本田に切り替えるなど、大幅に変更されました。また、三雑穀切り返し法の廃止など年貢収納体制の変更も同時に実施されました。

改革による変更は、検地完了の翌年、天保14年（1843）から適用されます。

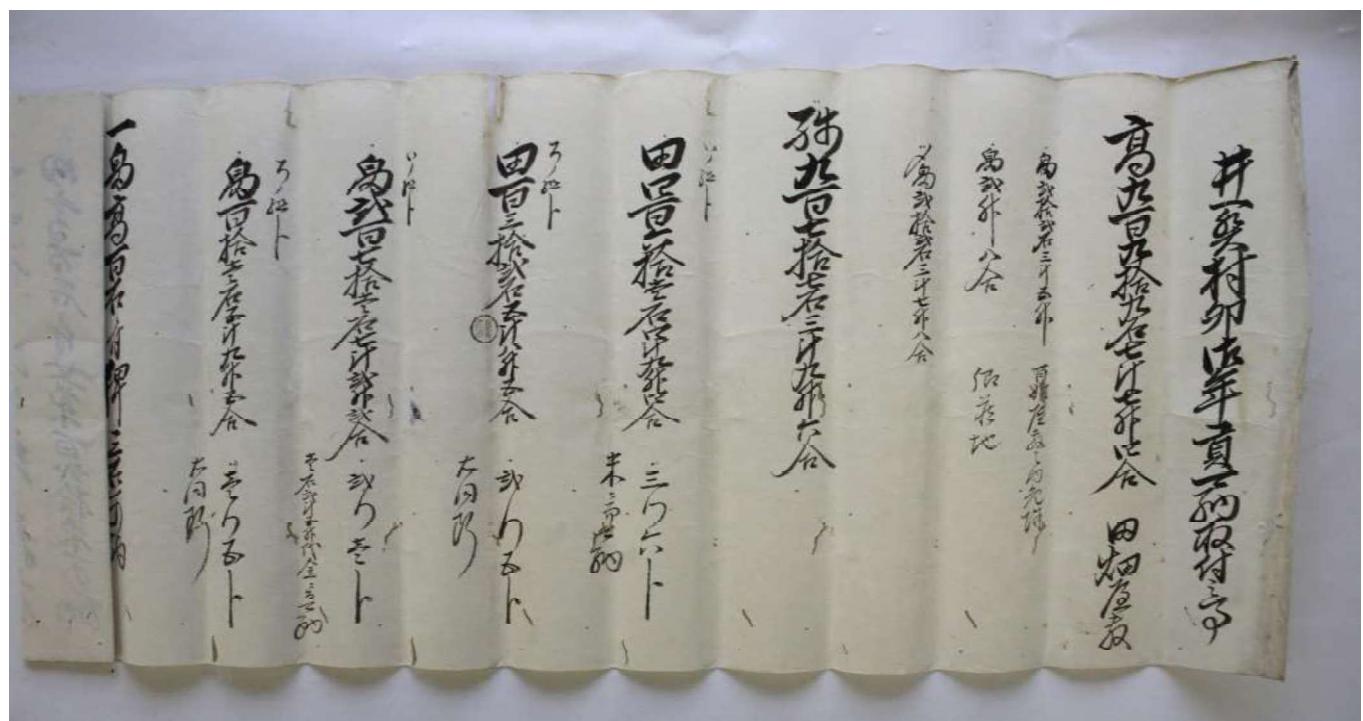


天保13年 井関村寅御年貢可納取附之事

この年までは改革前の制度が適用されています。

天保検地による変更点としてまず目につくところは、村高の変更です。井関村では村高が872石ほどから999石ほどに増え、反対に石川村では1,082石ほどから906石ほどまで減少しています。村高の減少の容認は、水戸藩の農村部に対する譲歩を表しています。

また、^{えいのう}永納=現物ではなく代金を納めるものの値段設定が、金1両に対して2石5斗から1石2斗5升と2倍に引き上げられています。長年据え置かれたため市場価格と乖離していた部分を修正することで、水戸藩は年貢収入の確保を図っています。

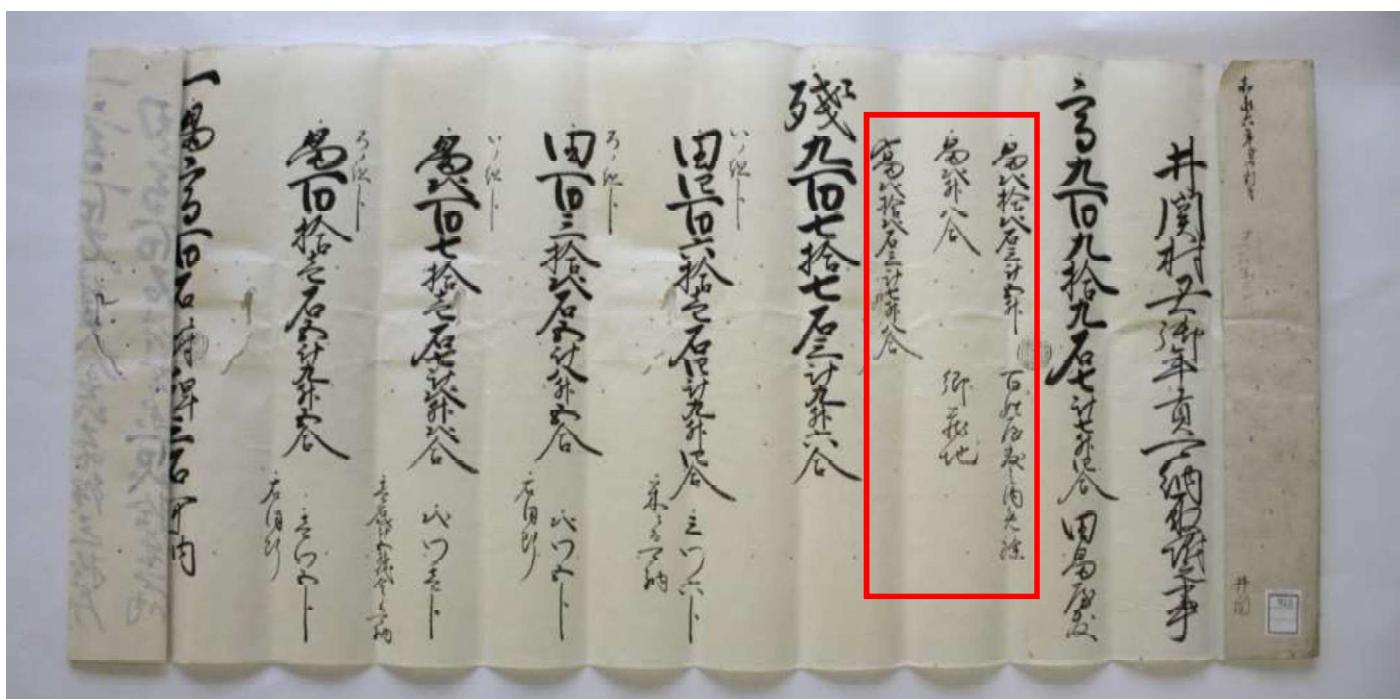


天保14年 井関村卯御年貢可納取付之事

村高の変化などのほかに、田畠のそれぞれに2本立てで年貢率を設定するなどの変更もみられます。

天保の改革の効果をみていきましょう。

田畠が実態に合った数値に訂正されたことで引高がほとんどない状態に改善されました。引高がほとんどない状態は天候不順等で一時的に不作が発生する年を除き、明治 2 年の最後の年貢割付状まで続いています。



嘉永6年（1853） 井関村丑御年貢可納取附之事

嘉永6年は黒船来航などの事件が発生し、日本社会が近世から近代に移り変わろうかという時期です。この年の井関村の年貢割付状をみると、引高として2項目が記載されています。これは百姓屋敷地と凶作対策に置かれた郷蔵地の免除分で、荒廃による引高はないので、検地による耕作地の校正が効果を發揮しています。社会情勢は荒れつつありますが農村運営の面は安定している点に、改革が有効であったことが表れています。

おわりに

関
川
文
書

今回の展示では、近世前期から近代の入り口まで、関川文書の年貢割付状を中心に、およそ 200 年の間に村がどのように変化していったのかを見てみました。ご覧いただいた方々に、少しでも古文書と呼ばれるような史料に親しんでいただけたなら幸いです。

年貢割付状のような文書類は市域の各地に残り、実のところ珍しい史料ではありません。しかしながら、いずれも今回の展示で紹介したように、地域がその時々にどのような状態であったのかを調べる上で重要な情報を持っています。

皆さん自身や周囲には古い文書や図書をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。それらの史資料は虫やカビにやられてしまう、置き場がないので捨ててしまうといった事態にさらされることがままあります。石岡市教育委員会文化振興課では保存のためのアドバイス等も可能ですので、もしもの場合にはご相談ください。

この度はふるさと歴史館の第 33 回企画展をご覧いただき誠にありがとうございました。

近世～近代年表

年代	全国	常陸	展示史料
1600	慶長5年(1600) 関ヶ原の戦い 慶長8年(1603) 徳川家康、征夷大將軍に就任 寛永10年(1633) 寛永の地方直し 慶安2年(1649) 慶安の御触書 貞享4年(1689) 生類憐みの令を発布 元禄8年(1695) 元禄の大飢饉 元禄10年(1697) 元禄の地方直し	慶長7年(1602) 佐竹氏、出羽へ国替 慶長14年(1609) 徳川頼房、水戸藩主に就任 元和5年(1619) 徳川頼房、水戸に初就藩 寛永18年(1641) 水戸藩最初の全領検地実施 明暦2年(1656) 那珂川に小場江堰が作られる 明暦3年(1657) 大日本史の編纂開始 寛文元年(1661) 徳川光圀、水戸藩主に就任 寛文5年(1665) 朱舜水、水戸藩に招かれる 延宝7年(1679) 水戸藩南部で猪・鹿害拡大 延宝8年(1680) 暴風、穀物価格が高騰 元禄元年(1689) 井関村辰御年貢可納取附事 元禄2年(1690) 井関村巳御年貢可納取付事	寛永18年(1641) 常陸国新治郡井石村御検地水帳 寛永18年(1641) 常陸国新治郡石川村御検地水帳 正保2年(1645) 石川村西御年貢可納取付事 正保4年(1647) 石川村亥御年貢可納取付 慶安元年(1648) 南石川村子御年貢可納取付之事 承応2年(1653) 井関村巳御年貢可納取付之事 承応2年(1653) 井関村申之御年貢可納取付之事 明暦2年(1656) 南石川村子御年貢可納取付之事 寛文8年(1668) 井関村申之御年貢可納取付之事 延宝7年(1679) 南石川村未御年貢可納取付事 延宝8年(1680) 井関村申御年貢可納取付事 延宝8年(1680) 南石川村申御年貢可納取付事
1700	宝永4年(1707) 富士山宝永噴火 宝永6年(1709)～ 新井白石の改革、正徳の治 享保元年(1716) 享保の改革 享保17年(1732) 享保の大飢饉 明和4年(1767)頃 田沼意次の改革 天明3年(1783) 天明の大飢饉 寛政元年(1789) 寛政の改革	元禄13年(1700) 松平頼隆、常陸府中藩主に就任 宝永3年(1706) 水戸藩、宝永新法に着手 宝永5年(1708) 水戸藩宝永一揆 正徳4年(1714) 水戸藩、35年来の大風が襲う 享保10年(1725) 水戸藩、藩士に僕約令を発す 寛保2年(1742) 暴風雨、千波湖あふれる 寛延2年(1749) 水戸藩に財政改革命令が出る 宝暦4年(1754) 水戸藩北部を暴風が襲う 宝暦5年(1755) 水戸藩南領の巡視が行われる 明和3年(1766) 徳川治保、水戸藩主に就任 安永7年(1778) 水戸藩に財政再建命令が出る	宝永2年(1705) 井関村酉御年貢可納取附之事 宝永3年(1706) 井関村戌御年貢可納取附之事 享保元年(1716) 井関村申御年貢可納取附之事
1800	天保4年(1833) 天保の大飢饉 天保12年(1841) 幕府の天保の改革開始 嘉永6年(1853) 黒船来航 万延元年(1860) 桜田門外の変 廉應3年(1867) 大政奉還 明治6年(1873) 地租改正に着手	文政12年(1827) 徳川斉昭が水戸藩主就任 天保期 水戸藩の改革開始 天保10年(1839) 水戸藩が検地に着手 元治元年(1864) 天狗党の乱 明治4年(1871) 石岡県成立 明治5年(1872) 石岡県が新治県に合併	文化9年(1812) 石川村田畠水腐当申歩當改帳 文政4年(1821) 井関村巳御年貢可納取附之事 天保4年(1833) 南石川村巳御年貢可納取附之事 天保7年(1836) 井関村申御年貢可納取附之事 天保7年(1836) 南石川村申御年貢可納取附之事 天保10年(1839) 石川村田畠御正二付村中連印帳 天保13年(1842) 井関村寅御年貢可納取附之事 天保14年(1843) 新治郡石川村御検地野帳 天保14年(1843) 石川村田畠持高名寄帳 天保14年(1843) 井関村卯御年貢可納取付之事 天保14年(1843) 南石川村卯御年貢可納取付之事 嘉永5年(1852) 石川・宍倉村境絵図 嘉永6年(1853) 井関村丑年御年貢可納取附之事 慶應3年(1867) 常陸国新治郡井関村畠方新開御検地帳 明治2年(1869) 井関村巳御年貢可納取附之事 明治2年(1869) 南石川村巳御年貢可納取附之事 明治4年(1871) 去ル牛年水腐之絵図 明治9年(1876) 北根本村改正地引帳 明治10年(1877) 北根本村名寄帳 明治前期 北根本村耕宅地々價一筆限帳

※石岡市史下巻、水戸紀年(茨城県史料 近世政治編Ⅰ収録)を参考に作成

石岡市立ふるさと歴史館 第33回企画展

土地の記録

令和5年（2023）7月5日発行

編集・発行

石岡市教育委員会 文化振興課

〒315-0195

茨城県石岡市柿岡 5680-1

TEL 0299-43-1111

石岡市立ふるさと歴史館

〒315-0016

茨城県石岡市総社 1-2-10

TEL 0299-23-2398